

業務・資本提携実施企業の分析

—新会計処理によって変化する株式持ち合い—

鳥居陽介（諏訪東京理科大学）

日本経済新聞 2009 年 10 月 9 日付朝刊によると、株式持ち合い株式の会計処理は、①毎期の時価変動や売却損益をすべて純利益に計上、②純利益に計上しない場合は配当を含め「包括利益」に計上、の 2 つから選択しなければならなくなる、という方向で検討されている。このことで、持ち合い株式が毎期直接損益計算書に反映されるようになり、また、②を選択すると持ち合い株式の売却益を利益に計上できなくなる。

持ち合いのこれまでの会計処理は、貸借対照表の「その他有価証券」欄に、損失が出た時に評価損を計上している。その方法は減損処理と言われ、期末の時価が取得価格と比較して 50%以上下落した場合に、その差額を損益計算書に計上しなければならない。この方式から上記の 2 つを選択するという形に変わる。

このように会計処理を変更することで変化することは、主に次の 2 点が考えられる。1 点目は上記①に関連し、持ち合い株式が毎期の利益に反映されることで、利益に結びつかない持ち合いを続けることが困難になるということである。2 点目は上記②に関連し、持ち合い株式の売却益が純利益に計上できなくなり、利益のかさ上げができなくなることで、本業の利益がどの程度なのかが明確になるということである。

これによって持ち合い株式が業績に反映されれば、英米機関投資家が反対する経営者保身の株式持ち合いは一掃され、近年新たに持ち合いを実施している企業が述べている「企業価値向上のため」の戦略的提携としての持ち合いが残ると考えられる。つまり、新会計処理に変わった時に、保有しきれずに解消に向かう持ち合いと、企業価値を向上させる積極的な提携関係を担保するものであるため、そのまま存続する持ち合いに分類できるということである。

そこで本報告では、近年新たに株式持ち合いを実施した企業で、新会計処理が適用された場合に、解消に向かうと推測される持ち合いと、存続すると推測される持ち合いとの分類を試みる。提携実施企業数・持ち合い企業数は、MIDC グループ提供のデータベース「Japan Corporate Watcher (JCW)」でみると、資本出資を伴わない書類契約上の「業務提携」は 1998 年 1 月～2008 年 12 月末までで 14,416 件、提携相手に資本出資をする「資本提携」は同期間で 8,768 件であった。そのうち、資本提携の中で双方の出資となる株式持ち合いは 209 組であった。この 209 組を分類・分析することによって、有効な資本提携（持ち合い）とはどのようなものかを明らかにしたい。